⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③ have the Grade "A" or "B" in terms of qualification "Sale of product" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheeries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2016, 2017 and 2018,

④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order,

⑤ Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺ Time limit for tender: 5:00 P.M. 13 March, 2017

⑻ Contact point for the notice: Yuichiro Matsushita, Procurement Section, General Affairs Department, Yokohama Plant Protection Station, Kitanakadori 5―57, Nakaku, Yokohama city, Kanagawa prefecture 231―0003, Japan, TEL 045―211―7151

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

平成29年1月20日

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長　佐藤　善信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第1095号

1　調達概要

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達等件名及び数量

平成29年度航空行政端末管理システム運用保守業務　1式（電子入札対象案件）

⑶　履行場所　仕様書による。

⑷　調達内容等　航空行政端末のログオンアカウントやソフトウェア資産等を管理するシステムの運用保守を行う。

⑸　履行期間　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

⑹　電子調達システムの利用　本案件は、資料等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件であり、電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを支出負担行為担当官に提出することにより、紙入札による参加の承諾を得ることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

⑺　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

⑻　予決令第73条に基づき、支出負担行為担当官が定める要件を全て満たす者であること。（詳細は入札説明書による。）

⑼　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3　入札手続き方法等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8918 東京都千代田区霞が関2―1―3　国土交通省航空局予算・管財室契約係　尾野　辰平　電話03―5253―8111　内線48655

⑵　入札説明書の交付方法　本日より平成29年2月21日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の間の10時00分から17時00分までの間、縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。なお、⑴の交付場所以外で入札説明書等の交付を希望する場合は、⑴の担当部局に事前連絡をした上、⑴の交付場所以外で交付を受けることができるものとする。

⑶　申請書及び資料等の提出期限　平成29年2月21日17時00分まで。

ⓐ　電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記⑹に掲げるＵＲＬに提出しなければならない。

ⓑ　紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記⑴に掲げる場所に提出しなければならない。

⑷　電子調達システムによる入札書の提出期限　平成29年3月13日17時00分まで

⑸　紙入札による入札書の提出期限　持参又は郵送等により、上記⑴に掲げる場所へ上記⑷に示す提出期限までに必着とする。

⑹　電子調達システムＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

上記⑴の問い合わせ先と同じ。

⑺　開札日時及び場所　平成29年3月14日10時00分　国土交通省航空局入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札参加者に要求される事項　開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

⑷　競争参加資格の確認　本案件の参加希望者は2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、2⑶に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2⑴、⑵及び⑷から⑹に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2⑶に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2⑶に掲げる事項を満たしていなければならない。

⑸　入札の無効　2に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条に該当する入札は無効とする。なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において2に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。